

京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金審査会設置要綱

(設置)

第1条 京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業について、審議するため、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）第26条に規定する委員会として、京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(委員の構成)

第2条 審査会は、6人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、まちづくり活動の推進に見識を有する者、その他南区長（以下「区長」という。）が適当と認める者のうちから、区長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 条例第28条第1項に規定する市長が定める期間は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長)

第4条 審査会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の中から区長が指名する。

3 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 審査会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの審査会は、区長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

6 審査会の委員が属する団体等が補助金の交付申請者となる等、当該委員が利害関係者にあたりと認められる申請案件について、当該委員は当該申請案件の議事に加わることはできない。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、南区役所地域力推進室において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。